

三井ダイレクト損保の医療保険 重要事項説明書

ご契約に際して特にご確認いただきたい事項を「**＜1＞契約概要**」に、ご契約に際してご契約者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項を「**＜2＞注意喚起情報**」に、また、これら以外の重要な事項を「**＜3＞その他の事項**」にそれぞれ記載しています。事前に必ずお読みいただき、お申込みくださるようお願いいたします。本書面はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については医療保険普通保険約款および特約条項をご参照ください。ご不明な点については、弊社お客様センターまでお問い合わせください。

＜1＞契約概要

〔1〕商品の仕組みおよび引受条件等

この保険は医療保険普通保険約款および特約条項に基づいています。

1. 商品の仕組み

この保険は、被保険者（保険の補償を受けられる方）が、傷害（ケガ）や疾病（病気）により入院したり手術を受けたりした場合に保険金をお支払いします。また、お客様のニーズにあわせて、セットできる特約をご用意しております（「3. この保険にセットできる主な特約およびその概要」をご参照ください）。

2. 担保内容

（1）主な支払事由（保険金をお支払いする場合）

お支払いする主な保険金は次のとおりです。「＜3＞その他の事項 【3】お支払いする保険金等とその額について」もあわせてご確認ください。詳細は医療保険普通保険約款および特約条項でご確認ください。

傷害入院保険金	責任開始期（注1）以後に被ったケガを直接の原因として、平常の業務に従事することまたは平常の生活ができなくなり、そのケガの治療を目的として入院された場合に、1回の入院につき60日を限度として、入院1日につき傷害入院保険金額（日額）を被保険者にお支払いします。ただし、保険期間を通じて1,095日が限度となります。
疾病入院保険金	責任開始期（注1）以後に被った病気を直接の原因として、平常の業務に従事することまたは平常の生活ができなくなり、その病気の治療を目的として入院された場合に、1回の入院につき60日を限度として、入院1日につき疾病入院保険金額（日額）を被保険者にお支払いします。ただし、保険期間を通じて1,095日が限度となります。
手術保険金（注2）	責任開始期（注1）以後に被ったケガ・病気を直接の原因として、その治療を直接の目的として保険期間中に手術を受けられた場合に、手術の種類に応じて傷害入院保険金額（日額）または疾病入院保険金額（日額）の10倍、20倍または40倍を被保険者にお支払いします。
長期入院保険金	1回の入院につき入院（注3）日数が120日、180日、240日に達した場合に、そのたびごとに、長期入院保険金額（傷害入院保険金額（日額）または疾病入院保険金額（日額）の20倍）を被保険者にお支払いします。

（注1）詳細は「＜2＞注意喚起情報 【4】責任開始期」をご参照ください。

（注2）フリー設計で手術保険金担保特約をセットされなかった場合はお支払いしません。

（注3）支払限度日数の適用がないとした場合に、傷害入院保険金または疾病入院保険金の支払の対象となる入院に限ります。

（2）主な免責事由（保険金をお支払いできない場合）

この保険では、次に掲げる場合には保険金をお支払いいたしません。「＜2＞注意喚起情報 【5】主な免責事由（保険金をお支払いできない場合）」もあわせてご確認ください。詳細は医療保険普通保険約款および特約条項の「保険金を支払わない場合」の項目等に記載されておりますので、ご確認ください。

- ・責任開始期より前に被った疾病または傷害の治療を目的として入院または治療を直接の目的として手術を受けた場合。ただし、責任開始期から2年以上経過してからの入院・手術は、責任開始期以後の原因によるものとみなします。
- ・1回の入院につき入院日数が60日を超えた場合（超えた日数分については保険金をお支払いしません。ただし、1回の入院が120日、180日、240日に達した場合はそのたびごとに長期入院保険金をお支払いします。）。複数回入院された場合でも、原因となる疾病または事故が同一である場合にはそれらの入院を合わせて1回の入院とみなします。（退院日の翌日からその日を含めて180日を経過した後開始した入院については、新たな入院とします。）また、2以上の事故による傷害を原因とする入院が重複した場合や、疾病による入院中に異なる疾病を併発した場合など、複数の原因によって継続して入院している場合についても、1回の入院とみなします。
- ・妊娠または出産による入院の場合。ただし、弊社が異常分娩と認めた場合には保険金をお支払いします。
- ・被保険者の泥酔の状態を原因とする事故の場合。酒に酔って正常な運転ができないおそれがある状態で自動車または原動機付自転車運転している間に生じた事故の場合 等

3. この保険にセットできる主な特約およびその概要

この保険にセットできる主な特約は次のとおりです。「＜3＞その他の事項 【3】お支払いする保険金等とその額について」もあわせてご確認ください。詳細は医療保険普通保険約款および特約条項でご確認ください。

入院時一時保険金担保特約	傷害入院保険金または疾病入院保険金支払われる入院をし、その入院が2日を超えて継続した場合に、入院時一時保険金額を被保険者にお支払いします。ただし、お支払いするのは1回の入院につき1回が限度です。
特定疾病入院保険金担保特約	責任開始期以後に被った特定疾病（詳細は「＜3＞その他の事項 【3】お支払いする保険金等とその額について（注10）対象となる特定疾病とは」をご参照ください。）を直接の原因として、平常の業務に従事することまたは平常の生活ができなくなり、その特定疾病の治療を目的として保険期間中に入院した場合に、1回の入院につき60日を限度として、入院1日につき特定疾病入院保険金額（日額）を被保険者にお支払いします。ただし、保険期間を通じて1,095日が限度です。
無事故返れい金特約	被保険者が保険期間満了時に生存し、保険料の全額の払込みが完了しており、かつ保険期間中に傷害入院保険金または疾病入院保険金支払われる入院の開始がなかった場合は、保険期間満了後、ご契約者のお申し出により無事故返れい金額をお支払いします。

4. 保険期間（保険のご契約期間）

この保険の保険期間は10年間で、弊社Webサイトでお申込みいただいた日（申込日）の翌日からその日を含めて7日後の午前0時が保険始期となり、10年後の保険始期当日の午後4時に終わります。

保険期間満了日の2週間前までに、ご契約者または弊社のいずれか一方より別段の意思表示がなく、保険期間満了日時点での被保険者の満年齢が80歳以下のときは、このご契約は継続されます（詳細は「【6】自動継続について」をご参照ください）。

5. 引受条件

（1）保険金額の設定について

傷害入院保険金額（日額）	医療保険普通保険約款	5,000円から10,000円まで千円単位でお決めいただけます（傷害入院保険金額（日額）および疾病入院保険金額（日額）は同額となります。）。
疾病入院保険金額（日額）		
手術保険金額	手術保険金担保特約	手術の種類に応じて、傷害入院保険金額（日額）または疾病入院保険金額（日額）の10倍、20倍、40倍のいずれかの額となります。
長期入院保険金額	長期入院保険金担保特約	傷害入院保険金額（日額）または疾病入院保険金額（日額）の20倍の額となります。
入院時一時保険金額	入院時一時保険金担保特約	30,000円となります。
特定疾病入院保険金額（日額）	特定疾病入院保険金担保特約	疾病入院保険金額（日額）と同額となります。
無事故返れい金額	無事故返れい金特約	傷害入院保険金額（日額）または疾病入院保険金額（日額）の20倍の額となります。

実際にご契約いただくお客様の保険金額につきましては、弊社Webサイトの契約情報画面等でご確認ください。

(2) ご契約者および被保険者について

(A) ご契約者

ご契約者とは、弊社と保険契約を締結し、ご契約上の権利（契約内容の変更の請求権等）と義務（保険料の払込み義務等）を有する方のことをいいます。弊社では、(a)お申込み時点で満年齢が20～70歳（継続後契約の場合は継続後契約の保険始期日時点で満年齢が80歳以下）であること (b)保険料お支払いのクレジットカードの名義人であること の2つの要件をいずれも満たす方を設定いただきます。

(B) 被保険者

被保険者とは、保険の補償を受けられる方のことをいい、ご契約者本人にかぎります。

保険始期日時点で満年齢が20～70歳の方を設定いただきます。

ただし、被保険者の方の現在の健康状態、過去の傷病歴、他の保険契約（入院保険金や入院給付金のついた医療保険、がん保険、傷害保険等。以下、同様とします。）の加入状況等によりましてはお引受けできない場合がございますので、あらかじめご了承ください。

また、継続後契約の場合は、保険始期日時点で満年齢が80歳以下の方にかぎります。

[2] 保険料

保険料は、被保険者の年齢、保険金額、特約の有無によって決定されます。また、実際にご契約いただくお客さまの保険料につきましては、弊社Webサイトの契約情報画面等でご確認ください。

[3] 保険料の払込方法および払込期間

(1) 保険料の払込方法

この保険の保険料の払込方法は毎月お払込みいただく月払のみとなります。ご契約と同時に全額をお払込みいただく一時払や1年ごとにお払込みいただく年払はありません。また、保険料のお支払方法はクレジットカード払のみとなっております（口座振替方式やコンビニエンスストア払方式はできません。）。

(2) 保険料の払込期間

この保険の保険料の払込期間は保険期間と同じ10年間です。

※保険料の払込免除の制度および保険料の自動振替貸付制度はありません。

[4] 満期返れい金・契約者配当金

この保険には、満期返れい金および契約者配当金はありません。

[5] 解約返れい金の有無（「<<2>>注意喚起情報 [7] 解約と解約返れい金」をご参照ください。）

ご契約を途中でやめになると、解約返れい金はお支払いできる場合でもお払込み保険料の合計額よりも少額となります（無事故返れい金特約をセットされている場合を除き、解約返れい金はまったくないかごくわずかとなります。）ので、ご契約はぜひ継続することをご検討ください。やむを得ずご契約を解約される場合は、弊社お客さまセンターまでご連絡ください。解約のお手続きや解約返れい金をお支払いできる場合はその額をご案内します。

[6] 自動継続について

保険期間満了日の2週間前までに、ご契約者または弊社のいずれか一方より別段の意思表示がなく、保険期間満了日時点での被保険者の満年齢が80歳以下のときは、現在のご契約と同一の補償内容で継続されます（注）。自動継続を希望されないときは、保険期間満了日の2週間前までに弊社お客さまセンターまでお申し出ください。継続後契約の保険料は、継続後契約の保険始期日時点で被保険者の満年齢に応じた保険料となります（現在この保険に適用されているご継続時点での被保険者の満年齢に応じた保険料とは異なる可能性があります。）。

なお、傷害入院保険金、疾病入院保険金、特定疾病入院保険金の通算入院支払限度日数（1,095日）は継続前契約（継続が複数回行われた場合にはその複数の継続前契約を含みます。）と継続後契約は継続した保険期間とみなして、それぞれの保険金をお支払いした日数を通算して適用します。

（注）継続時に弊社がこの保険を取り扱っていない場合には継続されません。ただし、ご契約者から別段の意思表示がないかぎり、弊社の定める他の保険により継続することがあります。

[7] ご契約内容が登録されることがあります（契約内容登録制度について）

弊社では、損害保険制度が健全に運営され、入院保険金等のお支払いが正しく確実に行われるよう、ご契約内容について、(社)日本損害保険協会が運営する契約内容登録制度への登録を実施しておりますので、ご了承ください。

<契約内容登録制度のあらまし>

入院保険金をお支払いする保険契約をお引受けした場合、損害保険会社からの連絡により、(社)日本損害保険協会に保険契約に関する事項が登録されます。各損害保険会社は、その後、当該保険契約について保険金額の増額等の異動手続きが行われた場合または同じ補償を受けられる方についてあらたな保険契約を締結した場合もしくは入院保険金の請求があった場合、登録内容を保険契約の存続または保険金のお支払いの参考とさせていただきます。

各損害保険会社は本制度により知り得た内容を保険契約の存続および保険金のお支払いの参考とする以外に用いることはありません。また、(社)日本損害保険協会および各損害保険会社は、本制度により知り得た内容を他に公開いたしません（ただし、犯罪捜査等に於ける公的機関からの要請を受けた場合の当該公的機関への開示を除きます。）。

登録内容については、弊社または(社)日本損害保険協会に照会することができます。なお、照会できる方は、ご契約者または被保険者にかぎるとともに照会できる内容は当該ご本人に関する情報のみとなります。

[8] 個人情報の取り扱いについて

弊社は、個人情報保護の重要性に鑑み、また、損害保険業に対する社会の信頼をより向上させるため、個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）その他の関連法令・ガイドラインや(社)日本損害保険協会の「損害保険会社に係る個人情報保護指針」を遵守して、個人情報を適正に取り扱うとともに、安全管理について適切な措置を講じております。なお、弊社の個人情報のお取り扱いについては、弊社の「個人情報保護宣言」もご確認ください（弊社Webサイトでもご確認ください。）。

保険会社等の相談・苦情・連絡窓口

○ご契約に関するご質問・変更のお手続き等は、弊社「お客さまセンター」へご連絡ください。

連絡先電話番号 0120-312-830〔フリーダイヤル〕（受付時間：平日 午前9時～午後6時）

○保険金支払事由が生じたときは、弊社「安心センター」へご連絡ください。

連絡先電話番号 0120-312-371〔フリーダイヤル〕（受付時間：平日 午前9時～午後5時）

○弊社への相談・苦情・お問合せは、弊社「お客さま相談デスク」へご連絡ください。

連絡先電話番号 0120-312-770〔フリーダイヤル〕（受付時間：平日 午前9時～午後5時）

○保険会社との間で問題を解決できない場合には、(社)日本損害保険協会の「そんがいがいほけん相談室」にご相談いただくこともできます。

また、斡旋・調停を行う機関のご紹介もいたします。

連絡先電話番号 0120-107-808〔フリーダイヤル〕（受付時間：平日の午前9時～午後6時）

携帯・自動車電話：PHS・衛星電話からは03-3255-1306をご利用ください。

◀2▶注意喚起情報

[1] クーリングオフ

ご契約の申込み後であっても次のとおりご契約のお申込みの撤回または解除（クーリングオフ）を行うことができます。

- (A) クーリングオフは、保険証券を受領された日から8日以内であれば行うことができます。ただし、すでに保険金をお支払いする事由が生じているにもかかわらず、それを知らずにクーリングオフをお申し出の場合は、そのクーリングオフの効力は生じません。
- (B) クーリングオフの手続きは、弊社下記宛に必ず郵便（ハガキ）にてご連絡ください（お電話・FAX・メール等でのお申し出はできません。）。

宛先	〒112-0004 東京都文京区後楽1-5-3 三井ダイレクト損害保険株式会社 お客さまセンター宛
----	---

記載事項 ・クーリングオフする旨の記載 ・ご契約者の氏名（押印）、住所、連絡先電話番号 ・契約申込日 ・ご契約の保険種類（医療保険） ・証券番号

- (C) クーリングオフされた場合には、すでにお払込みになった保険料は、お返しいたします（返還口座は、後ほどお届けいたします「異動承認請求書」にお振込み口座をご記入いただきます。クレジットカードをご利用の場合は、カード会社から弊社への入金後に保険料を返還いたしますので、お時間をいただくことがあります。）。ただし、ご契約を解除される場合は、保険始期日からご契約の解除日までの期間に相当する保険料をお払込みいただく場合がございます。また、弊社はクーリングオフによる損害賠償または違約金は一切請求いたしません。

[2] 契約締結時における注意事項（弊社Webサイトの契約情報画面等（お申込み内容、告知内容等）入力上の注意事項）

- (1) ご契約者や被保険者の方には、ご契約時に、現在の健康状態等重要な事項について、弊社Webサイトの契約情報画面等から弊社にありのままを正しく申し出ていただく義務（告知義務）があります。また、申し出ていただく重要な事項のうち、被保険者の年齢、現在の健康状態、過去の傷病歴、他の保険契約の加入状況等の入力事項については、弊社がご契約をお引受けするかどうかを決めるための重要な事項となります（他のご契約者の方との公平性を保つために、現在の健康状態や過去の傷病歴、他の保険契約の加入状況等によりましては、ご契約をお断りすることがあります。契約締結後においても、他の保険契約との重複により、保険金額の合計額が著しく過大である、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるときは、ご契約を解除することがあります。）。

（※）特別条件付与引受制度：告知事項に該当する過去の傷病歴等がある方でも、ある特定の疾病を原因とする入院についてはお支払いの対象から除外するなど、お客さまのお身体の状態に応じて特別の条件を付与してお引き受けする制度をいいます。弊社の医療保険では、特別条件付与引受制度による引受は行なっておりません。

- (2) 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失により、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、責任開始期から2年以内であれば、当社は「告知義務違反」としてご契約を解除することがあります。また、責任開始期から2年を経過していても、保険金の支払事由が2年以内に発生していた場合には、ご契約を解除することがあります。ご契約を解除した場合には、たとえ保険金をお支払いする事由が発生していても、これをお支払いすることはできません。（ただし、「保険金の支払事由の発生」と「解除の原因となった事実」との因果関係によっては、保険金をお支払いすることがあります。）なお、上記のご契約を解除させていただいた場合以外にも、ご契約の締結状況等により、保険金をお支払いできないことがあります。例えば、「現在の医療水準では治療が困難な疾患の既往症・現症等について故意に告知をされなかった場合」等、告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による無効を理由として、保険金をお支払いできないことがあります。この場合、責任開始期からの年数は問いません（告知義務違反による解除の対象外となる2年経過後にも無効となる場合があります。）。また、すでにお払い込みいただいた保険料はお返しいたしません。

（※）正しく告知いただいた結果、ご契約をお引き受けする場合でも、責任開始期において既に発病している病気につきましては保険金をお支払いできません。ただし、責任開始期から2年を経過した後の入院や手術につきましては保険金をお支払いできることがあります。

- (3) お申込みの際は、必ず契約者ご本人が、契約情報画面等にあるままを正しくご入力願います。なお、弊社にお電話いただき口頭にてお話しされただけでは、弊社に申し出ていただいたことにはなりませんので、必ず契約情報画面等にてご入力願います。
- (4) ご契約のお申込み後または保険金のご請求の際、告知いただいた内容についてご確認させていただく場合があります。
- (5) お申込みの前に、契約情報画面等の入力事項に誤りがなければ、再度ご確認願います。

[3] 契約締結後における留意事項

1. 保険証券等について

保険始期日の約2週間後に保険証券および告知事項一覧表をお送りしますので、ご確認のうえ、大切に保管してください。記載された内容が、お申込みの際のものとは異なっていないか、また、告知された内容に誤りがないかどうか必ずご確認ください。万が一内容が異なっていたり、ご不明な点等がありましたら、弊社お客さまセンターまでお問い合わせください。

※保険証券がお手元に届くまでは、弊社Webサイト契約者向けページ（Myホームページ）の契約内容照会でご確認ください。

2. ご契約内容に変更が生じた場合について

次のいずれかに該当する事項が生じた場合は、弊社お客さまセンターまで至急ご連絡ください。

- (A) ご契約者や被保険者の住所を変更される場合または結婚等によりお名前の変更をされる場合等（ご通知いただかないと、重要なお知らせやご案内ができないこととなります。） ※住所変更は、弊社Webサイト契約者向けページ（Myホームページ）でもお手続き可能です。
- (B) お申込み時に告知いただいた事項または年齢・性別等に訂正がある場合（訂正後の実際の年齢が弊社の定める引受範囲外となる場合は保険契約は無効となりますので、あらかじめご了承ください。）
- (C) その他以下に該当する場合
- ・保険料お支払いのクレジットカードの変更（クレジットカードの変更は、弊社Webサイト契約者向けページ（Myホームページ）でもお手続き可能です。）
 - ・ご契約者（被保険者）の死亡（この場合、保険契約は終了します。） ・保険証券の紛失 等

3. 保険金支払事由が生じた場合について

弊社安心センターまですみやかにご通知ください。

4. その他

当面、保険金額（日額）の増額または減額、特約の中途付帯または中途解約等のご契約内容の変更についてはお取り扱いできませんのでご了承ください。

[4] 責任開始期

保険責任は、保険始期日の午前0時（弊社Webサイトの契約情報画面等にこれと異なる時刻が表示されている場合にはその時刻）に始まり、（保険期間が始まった後でも、弊社が第1回保険料を領収する前に保険金支払事由が生じた場合または保険金支払事由の原因が生じた場合には保険金をお支払いできません。）。ただし、所定の猶予期間内に第2回以降の保険料の払込みがなく保険契約が失効した場合において、ご契約者から復活の請求があり、所定の手続きのうえ、所定の期日までの未払込保険料を一括して弊社にお払込みいただき、弊社が復活の承認をしたときは復活日（失効期間が複数ある場合は最後の復活日）が責任開始期となります。

[5] 主な免責事由（保険金をお支払いできない場合）

この保険では、次に掲げる場合には保険金をお支払いいたしません。なお、免責事由の詳細は、医療保険普通保険約款および特約条項の「保険金を支払わない場合」の項目等に記載されておりますのでご参照ください。

- (A) 責任開始期より前に被った疾病または傷害の治療を目的として入院した場合。ただし、責任開始期より前に被った疾病または傷害の治療を目的として入院した場合であっても責任開始期から2年以上経過してからの入院は、責任開始期以後の原因によるものとみなします。
- (B) 責任開始期より前に被った身体障害の治療を直接の目的として手術を受けた場合。ただし、責任開始期より前に被った身体障害の治療を直接の目的として手術を受けた場合であっても責任開始期から2年以上経過してからの手術は、責任開始期以後の原因によるものとみなします。
- (C) 1回の入院につき入院日数が60日を超えた場合（超えた日数分については保険金をお支払いしません。ただし、1回の入院が120日、180日、240日に達した場合はそのたびごとに長期入院保険金をお支払いします。）。複数回入院された場合でも、原因となる疾病または事故が同一である場合には1回の入院とみなします。（退院日の翌日からその日を含めて180日を経過した後に開始した入院については、新たな入院とします。）また、2以上の事故による傷害を原因とする入院が重複した場合や、疾病による入院中に異なる疾病を併発した場合など、複数の原因によって継続して入院している場合についても、1回の入院とみなします。
- (D) 次に掲げる事由によって保険金支払事由が生じた場合。

	傷害入院 保険金	疾病入院 保険金	手術 保険金
(a) ご契約者または被保険者の故意	●	●	●
(b) 保険金を受け取るべき者の故意	●	●	●

(c) 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為	●	●	●
(d) 被保険者に対する刑の執行	●	●	●
(e) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波	△	△	△
(f) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動	△	△	△
(g) 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故	△	△	△
(h) 前記(e) (f) (g)の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故	△	△	△
(i) 前記(g)以外の放射線照射または放射能汚染	△	△	△
(j) 頸部症候群(むちうち症)または腰痛で他覚症状のないもの	●	●	●
(k) 法令に定められた運転資格を持たないで、または酒に酔ってもしくは麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車または原動機付自転車を運転している間に生じた事故による傷害	●		●
(l) 精神障害または泥酔の状態を原因とする事故による傷害	●		●
(m) 薬物依存		●	●
(n) 妊娠または出産。ただし、当社が異常分娩と認めた場合はこのかぎりではありません。		●	●

●：免責事由（お支払いできません）

△：保険金支払事由に該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと弊社が認めたときにかぎり、その程度に応じ保険金額の全額または削減した金額をお支払いすることがあります。

(※1) 傷害入院保険金支払われるべき入院および疾病入院保険金支払われるべき入院が重複する場合には、いずれか一方の保険金をお支払いします（入院開始の直接の原因となった身体障害（以下「主たる身体障害」といいます。）が傷害である場合は傷害入院保険金を、主たる身体障害が疾病である場合は疾病入院保険金をお支払いします。）。

(※2) 長期入院保険金および入院時一時保険金（入院時一時保険金担保特約をセットした場合）につきましては、傷害入院保険金または疾病入院保険金支払われる入院であることがお支払いの要件のため、傷害入院保険金、疾病入院保険金の免責事由に該当する場合は免責となります。

(※3) 特定疾病入院保険金（特定疾病入院保険金担保特約をセットした場合）につきましては、上記（m）（n）が免責事由となります。

[6] 保険料の払込猶予期間等の取扱い

1. 保険料の払込時期等

(1) 第1回保険料

弊社Webサイトの契約情報画面等で保険料お支払いのクレジットカード情報を入力していただき、その時点で第1回保険料につきましては、カード会社に対し有効性および利用限度内であること等の確認をとらせていただきます（弊社は有効性および利用限度内であること等の確認を行ったうえで、クレジットカードによる保険料の支払いの承諾をします。その時点で第1回保険料は領収したものとします。ただし、弊社がカード会社より保険料相当額を領収できない場合は領収できなかったものとします。）。実際のクレジットカードからの決済日につきましては、申込日の翌月以降カード会社から送付されるご利用明細にてご確認ください。

(2) 第2回以降の保険料

第2回以降の保険料の払込期日は毎月末日とします。弊社は毎月、払込期日までにカード会社に有効性等の確認を行ったうえで、払込期日に当該保険料が払い込まれたものとします。ただし、弊社が有効性等の確認を行った後でも、弊社がカード会社より保険料相当額を領収できず、ご契約者がカード会社に対して、保険料相当額のお支払いをされていない場合には、当該保険料は払い込まれなかったものとします。弊社がカード会社から有効性等の確認ができない旨連絡を受けた場合は、ご登録いただいたクレジットカードから保険料をお支払いいただけないため、メールおよび書面にてその旨をご契約者に通知いたしますので、至急有効なクレジットカードへの変更手続きをお願いいたします（弊社Webサイト契約者向けページ（Myホームページ）にてお手続きいただくが、弊社お客さまセンターまでご連絡ください。）。猶予期間内（当該保険料の払込期日の属する月の翌月末日まで）に、有効なクレジットカードへの変更手続きを行なう場合は、払込期日の翌日以降保険契約は失効し、保険金をお支払いすることはできなくなりますので、お手続きは早めにお願ひいたします（クレジットカードの変更手続きが払込期日（毎月末日）の属する月の翌月になった場合は、払込みいただけていない前月分と当月分の保険料の2か月分を新しい変更後のクレジットカードにご請求させていただきますので、ご了承ください。）。

2. 保険契約の失効、復活等

(1) 契約の失効

第2回以降の保険料が猶予期間内（当該保険料の払込期日の属する月の翌月末日まで）に払い込まれないときには、ご契約は当該保険料の払込期日の翌日（失効日）から失効します。失効中に保険金支払事由が生じた場合、保険金をお支払いすることはできません。

(2) 契約の復活

失効日から6か月以内はご契約者は保険契約の復活の請求が可能であり、弊社が承認した場合は保険契約を復活することができます。この場合には弊社からご契約者に弊社所定の告知書をお送りしますので、ご記入いただき、所定の期日までに弊社にご返送ください（なお、この告知いただく内容は「【2】契約締結時における注意事項（弊社Webサイトの契約情報画面等（お申込み内容、告知内容等）入力上の注意事項）」と同じ注意事項が適用となります。）。また、所定の期日までの未払込保険料を一括してお払込みいただきます。告知いただく内容によりましては復活できない場合もありますのでご了承ください。また、返れい金がある場合で、すでにご契約者が返れい金を請求された後は復活を請求することはできません。なお、復活した場合でも、復活日（弊社所定の日。失効期間の終了する翌日。以下、同様とします。）の前日までに保険金支払事由が生じた場合または保険金支払事由の原因が生じていた場合は保険金をお支払いできません。

[7] 解約と解約返れい金

ご契約後、やむを得ず保険契約を解約される場合には、弊社お客さまセンターにご連絡ください。所定のお手続きをご案内します。解約返れい金はお支払いできる場合でもお払込み保険料の合計額よりも少額となりますので、ご契約はぜひ継続することをご検討ください。

<解約返れい金について>（保険証券には例示されていますが、実際の解約返れい金の額につきましては、弊社お客さまセンターにお問い合わせください。）

- ・解約返れい金の額は、保険始期日時時点の被保険者の年齢、保険金額、特約の有無、解約までの経過期間等によって異なります。また、ご契約後に契約内容の変更が生じている場合は変更前の契約とは異なります。
- ・保険料の大部分が保険金のお支払いや保険証券作成等の経費に充てられますので、無事故返れい金特約をセットされている場合を除き、解約返れい金はご契約後しばらくの間はまったくなく、その後もごくわずかとなります。
- ・主契約を解約されるとセットされている各特約も同時に解約となります。
- ・効力を失ったご契約についても返れい金をお支払いできる場合があります。

[8] 保険会社破綻時等の取扱い

引受保険会社の経営が破綻した場合等保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご契約時にお約束した保険金、無事故返れい金、解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

損害保険業界では、損害保険契約者保護機構を設立し、お客さまを保護する仕組み（契約者保護制度）を設けておりますが、弊社もこの制度に加入しております。医療保険はこの制度の対象となっており、万が一、引受保険会社が破綻した場合、医療保険については保険金、無事故返れい金、解約返れい金等は90%まで補償されます。ただし、破綻後の予定利率見直し等により、当初定められていた金額の90%を下回ることがあります。詳しくは弊社お客さまセンターにお問い合わせください。

保険会社等の相談・苦情・連絡窓口

○ご契約に関するご質問・変更のお手続き等は、弊社「お客さまセンター」へご連絡ください。

連絡先電話番号 0120-312-830【フリーダイヤル】（受付時間：平日 午前9時～午後6時）

○保険金支払事由が生じたときは、弊社「安心センター」へご連絡ください。

連絡先電話番号 0120-312-371【フリーダイヤル】（受付時間：平日 午前9時～午後5時）

○弊社への相談・苦情・お問合せは、弊社「お客さま相談デスク」へご連絡ください。

連絡先電話番号 0120-312-770【フリーダイヤル】（受付時間：平日 午前9時～午後5時）

○保険会社との間で問題を解決できない場合には、(社)日本損害保険協会の「そんがいはげん相談室」にご相談いただくこともできます。また、斡旋・調停を行う機関のご紹介もいたします。

連絡先電話番号 0120-107-808【フリーダイヤル】（受付時間：平日の午前9時～午後6時）

携帯・自動車電話・PHS・衛星電話からは03-3255-1306をご利用ください。

◀3▶その他の事項

[1] お引受けの範囲について

1. ご契約者

ご契約者とは、弊社と保険契約を締結し、ご契約上の権利（契約内容の変更の請求権等）と義務（保険料の払込み義務等）を有する方のことをいいます。弊社では、(A)お申込み時点での満年齢が20～70歳（継続後契約の場合は継続後契約の保険始期日時点での満年齢が80歳以下）であること (B)保険料お支払いのクレジットカードの名義人であること をいずれも満たす方を設定いただきます。

2. 被保険者

被保険者とは、保険の補償を受けられる方のことをいい、ご契約者本人にかぎります。

保険始期日時点での満年齢が20～70歳の方を設定いただきます。

ただし、被保険者の現在の健康状態、過去の傷病歴、他の保険契約の加入状況等によりましてはお引受けできない場合がございますので、あらかじめご了承ください。

また、継続後契約の場合は、保険始期日時点での満年齢が80歳以下の方にかぎります。

3. ご契約タイプについて

この保険は1つの保険契約に対して被保険者1名のみ設定いただく契約方式(本人型)となります。1つの保険契約に対して複数の被保険者を設定する家族型(被保険者はご家族)や夫婦型(被保険者はご夫婦2名)のお引受けはできません。

[2] ご契約のお手続きについて

この保険は、インターネットでのお申込み専用の商品です。お電話や申込書等でのお申込みはできませんので、ご注意ください。詳しくは、弊社Webサイトをご覧ください。

[3] お支払いする保険金等とその額について

		お支払いする場合	お支払い額	お支払いの限度	受取人
傷害入院保険金	医療保険普通保険約款(すべてのご契約が対象)	責任開始期以後に被った傷害を直接の原因として、平常の生活または仕事ができなくなり、その傷害の治療を目的として(注2)保険期間中に入院(注1)した場合	1回の入院(注3)について次の計算式により算出した額を被保険者にお支払いします。 (傷害入院保険金額(日額))×(入院日数)	(A)入院支払限度日数:1回の入院(注3)について60日を限度(免責期間なし)とします。 (B)通算入院支払限度日数(注4):保険期間を通算して1,095日を限度とします。	被保険者
疾病入院保険金	医療保険普通保険約款(すべてのご契約が対象)	責任開始期以後に被った(注5)疾病を直接の原因として、平常の生活または仕事ができなくなり、その疾病の治療を目的として(注2)保険期間中に入院(注1)した場合	1回の入院(注3)について次の計算式により算出した額を被保険者にお支払いします。 (疾病入院保険金額(日額))×(入院日数)	(A)入院支払限度日数:1回の入院(注3)について60日を限度(免責期間なし)とします。 (B)通算入院支払限度日数(注4):保険期間を通算して1,095日を限度とします。	被保険者
手術保険金	手術保険金担保特約(フリー設計で除外とすることもできます。)	責任開始期以後に被った(注5)身体障害(傷害または疾病)を直接の原因として、その身体障害の治療を直接の目的として、保険期間中に所定の手術(注6)(注7)を受けた場合	1回の手術について次の計算式により算出した額を被保険者にお支払いします。 (傷害入院保険金額(日額)または疾病入院保険金額(日額))×(手術の種類に応じた規定する倍率(10倍、20倍、40倍))(注9)	(A)入院の有無に関係なく日帰りでの手術も支払いの対象となります。 (B)お支払い回数に制限はありません(注8)。 1回の入院において、複数回の手術を行った場合も複数回の手術分をお支払いします。 (C)ただし、1回の手術で2種類以上の手術を同時に行った場合は最も倍率の高い手術のみがお支払いの対象となります。	被保険者
長期入院保険金	長期入院保険金担保特約(すべてのご契約に自動的にセットされます。)	1回の入院につき、入院日数が120日、180日、240日に達した場合。ただし、支払限度日数の適用がないとした場合に、傷害入院保険金または疾病入院保険金の支払の対象となる入院に限ります。	長期入院保険金を支払う場合に該当することにより、長期入院保険金額(保険証券記載の保険金額:ご契約いただいた当初の傷害入院保険金額(日額)または疾病入院保険金額(日額)の20倍)をお支払いします。	1回の入院(注3)につき、3回が限度となります。	被保険者
入院時一時保険金	入院時一時保険金担保特約	傷害入院保険金または疾病入院保険金がお支払される入院をし、その入院が入院時一時保険金免責期間(2日間)を超えて継続した場合	入院時一時保険金額(定額で30,000円)をお支払いします。	1回の入院(注3)につき、1回が限度となります。	被保険者
特定疾病入院保険金	特定疾病入院保険金担保特約	責任開始期以後に被った(注5)特定疾病(注10)を直接の原因として、平常の生活または仕事ができなくなり、その疾病の治療を目的として(注2)保険期間中に入院(注1)した場合	1回の入院(注3)について次の計算式により算出した額を被保険者にお支払いします。 (特定疾病入院保険金額(日額))×(入院日数) ※疾病入院保険金額(日額)と同額とさせていただきます。	(A)入院支払限度日数:1回の入院(注3)について60日を限度(免責期間なし)とします。 (B)通算入院支払限度日数(注4):保険期間を通算して1,095日を限度とします。	被保険者
無事故返れい金(注12)	無事故返れい金特約(注11)	被保険者が保険期間満了時に生存し、保険期間満了時において保険料の全額の払込みが完了しており、かつ保険期間中に、傷害入院保険金または疾病入院保険金がお支払される入院の開始がいずれもなかった場合	保険期間満了後、ご契約者に無事故返れい金額(ご契約いただいた当初の傷害入院保険金額(日額)または疾病入院保険金額(日額)の20倍)をお支払いします。		ご契約者

(注1)「入院」とは

身体障害(傷害または疾病)を直接の原因として、医師による治療が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所(医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所またはこれらと同等と弊社が認めた日本国外にある医療施設をいいます。)に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいい、日帰り入院(例えば、深夜2時ごろに緊急入院したが、容態が落ち着いたためその日の夕方に退院した場合等が該当し、入院料の有無で判断します。)も含みます。

(注2)「治療を目的とする入院」とは

身体障害(傷害または疾病)の治療のための入院をいい、例えば、美容上の処置、正常分娩、疾病を直接の原因としない不妊手術、治療処置を伴わない人間ドック等の検査等のための入院および入院治療を必要としない介護を主たる目的とする入院は該当しません。

(注3)「1回の入院」とは

(a) 傷害入院保険金

- ・入院が終了した後、同一の事故による傷害を直接の原因として再度入院した場合には、前後の入院を合わせて「1回の入院」とみなして取り扱います。
- ・ただし、前の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過した以降に後の入院が開始した場合には、前後の入院は「別の入院」(複数回の入院)として取り扱います。この場合、後の入院について傷害入院保険金を支払う場合には、新たに入院支払限度日数(60日)を適用します。
- ・2以上の事故による傷害を直接の原因とする入院が重複する場合には継続した1回の入院とみなします。

(b) 疾病入院保険金、特定疾病入院保険金

- ・入院が終了した後、その入院の原因となった疾病(特定疾病入院保険金の場合は特定疾病。以下同様とします。)と同一の疾病(弊社が認めた医学上重要な関係にある一連の疾病をいい、病名を異にするときであってもこれを同一の疾病として取り扱います。例えば、高血圧症とこれに起因する心臓疾患または腎臓疾患等をいいます。)を直接の原因として再度入院した場合には、前後の入院を合わせて「1回の入院」とみなして取り扱います。
- ・ただし、前の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過した以降に後の入院が開始した場合には、前後の入院は「別の入院」(複数回の

入院)として取り扱います。この場合、後の入院について疾病入院保険金(特定疾病入院保険金)を支払う場合には、新たに入院支払限度日数(60日)を適用します。

・疾病入院保険金(特定疾病入院保険金)が支払われるべき入院の開始時に異なる疾病を併発していたときまたは入院中に異なる疾病を併発したときは、入院開始の直接の原因となった疾病による継続した1回の入院とみなします。

※傷害入院保険金が支払われるべき入院および疾病入院保険金が支払われるべき入院が重複する場合には、継続した1回の入院とみなします。この場合、入院開始の直接の原因となった身体障害(「主たる身体障害」といいます。)が傷害である場合は、傷害入院保険金を支払い、疾病入院保険金を重複して支払いません。また、主たる身体障害が疾病である場合は、疾病入院保険金を支払い、傷害入院保険金を重複して支払いません。

(注4) 通算入院支払限度日数

傷害入院保険金、疾病入院保険金、特定疾病入院保険金のそれぞれについて適用します。傷害入院保険金のお支払い日数が保険期間を通じて通算入院支払限度日数に達した場合または疾病入院保険金のお支払い日数が保険期間を通じて通算入院支払限度日数に達した場合は保険契約は終了します(セットされている特約も終了します。)

(注5) 「責任開始期以後に被った」とは

疾病(または特定疾病)これと因果関係があると弊社が認めた同一の疾病を含め、この場合には同一の疾病(または特定疾病)として取り扱う一連の疾病(または特定疾病)の原因となった疾病をいいます。)が発生したとされる時が責任開始期以後であることをいいます。

(注6) 「手術」とは

病院または診療所において、治療を直接の目的として、器具を用い、生体に切断、摘除等の操作を加えることをいいます。ただし、吸引、穿刺等の処理および神経ブロックは除きます。

(注7) 「治療を直接の目的とする手術」とは

身体障害の治療のための手術をいいます。美容整形上の手術、疾病を直接の原因としない不妊手術、診断・検査(生検、腹腔鏡検査等)のための手術等は該当しません。

(注8) 手術保険金のお支払い制限

レーザー・冷凍凝固による眼球手術等一部の手術につきましては、所定の期間内において回数制限があります(詳細は(注9)の表を参照ください。)

(注9) 手術保険金の手術の種類に応じて規定する倍率

手術の種類	倍率	手術の種類	倍率
皮膚・乳房の手術		内分泌器の手術	
1. 植皮術(25cm ² 未満は除く。)	20倍	53. 下垂体腫瘍摘除術	40倍
2. 乳房切断術	20倍	54. 甲状腺手術	20倍
筋骨の手術(抜釘術は除く。)		55. 副腎全摘除術	20倍
3. 骨移植術	20倍	神経の手術	
4. 骨髄炎・骨結核手術(膿瘍の単なる切開は除く。)	20倍	56. 頭蓋内観血手術	40倍
5. 頭蓋骨観血手術(鼻骨・鼻中隔を除く。)	20倍	57. 神経観血手術	20倍
6. 鼻骨観血手術(鼻中隔湾曲症手術を除く。)	10倍	(形成術・移植術・切除術・減圧術・開放術・捻除術。)	
7. 上顎骨・下顎骨・顎関節観血手術	20倍	58. 観血的脊髄腫瘍摘出手術	40倍
(歯・歯肉の処置に伴うものを除く。)		59. 脊髄硬膜内外観血手術	20倍
8. 脊椎・骨盤観血手術	20倍	感覚器・視器の手術	
9. 鎖骨・肩胛骨・肋骨・胸骨観血手術	10倍	60. 眼瞼下垂症手術	10倍
10. 四肢切断術(手指・足指を除く。)	20倍	61. 涙小管形成術	10倍
11. 切断四肢再接合術(骨・関節の離断に伴うもの。)	20倍	62. 淚囊鼻腔吻合術	10倍
12. 四肢骨・四肢関節観血手術(手指・足指を除く。)	10倍	63. 結膜嚢形成術	10倍
13. 筋・腱・靭帯観血手術	10倍	64. 角膜移植術	10倍
(手指・足指を除く。筋炎・結節腫・粘液腫手術は除く。)		65. 観血的前房・虹彩・硝子体・眼窩内異物除去術	10倍
呼吸器・胸部の手術		66. 虹彩前後癒着剥離術	10倍
14. 慢性副鼻腔炎根本手術	10倍	67. 緑内障観血手術	20倍
15. 喉頭全摘除術	20倍	68. 白内障・水晶体観血手術	20倍
16. 気管・気管支・肺・胸膜手術(開胸術を伴うもの。)	20倍	69. 硝子体観血手術	10倍
17. 胸郭形成術	20倍	70. 網膜剥離症手術	10倍
18. 縦隔腫瘍摘出手術	40倍	71. レーザー・冷凍凝固による眼球手術	10倍
循環器・脾の手術		(施術の開始日から60日の間に1回の支払を限度とする。)	
19. 観血的血管形成術	20倍	72. 眼球摘除術・組織充填術	20倍
(血液透析用外シャント形成術を除く。)		73. 眼窩腫瘍摘出手術	20倍
20. 静脈瘤根本手術	10倍	74. 眼筋移植術	10倍
21. 大動脈・大静脈・肺動脈・冠動脈手術	40倍	感覚器・聴器の手術	
(開胸・開腹術を伴うもの。)		75. 観血的鼓膜・鼓室形成術	20倍
22. 心膜切開・縫合術	20倍	76. 乳様洞開術	10倍
23. 直視下心臓内手術	40倍	77. 中耳根本手術	20倍
24. 体内用ペースメーカー埋込術	20倍	78. 内耳観血手術	20倍
25. 脾摘除術	20倍	79. 聴神経腫瘍摘出手術	40倍
消化器の手術		悪性新生物の手術	
26. 耳下腺腫瘍摘出手術	20倍	80. 悪性新生物根治手術	40倍
27. 顎下腺腫瘍摘出手術	10倍	81. 悪性新生物温熱療法	10倍
28. 食道離断術	40倍	(施術の開始日から60日の間に1回の支払を限度とする。)	
29. 胃切除術	40倍	82. その他の悪性新生物手術	20倍
30. その他の胃・食道手術(開胸・開腹術を伴うもの。)	20倍	上記以外の手術	
31. 腹膜炎手術	20倍	83. 上記以外の開頭術	20倍
32. 肝臓・胆嚢・胆道・脾臓観血手術	20倍	84. 上記以外の開胸術	20倍
33. ヘルニア根本手術	10倍	85. 上記以外の開腹術	10倍
34. 虫垂切除術・盲腸縫縮術	10倍	86. 衝撃波による体内結石破砕術	20倍
35. 直腸脱根本手術	20倍	(施術の開始日から60日の間に1回の支払を限度とする。)	
36. その他の腸・腸間膜手術(開腹術を伴うもの。)	20倍	87. ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる脳・喉頭・	
37. 痔瘻・脱肛・痔核根本手術	10倍	胸・腹部臓器手術	10倍
(根治を目的としたもので、処置・単なる痔核のみの手術は除く。)		(検査・処置は含まない。施術の開始日から60日の間に1回の支払を限度とする。)	
尿・性器の手術		新生物根治放射線照射	
38. 腎移植手術(受容者に限る。)	40倍	88. 新生物根治放射線照射	10倍
39. 腎臓・腎盂・尿管・膀胱観血手術	20倍	(5,000ラド以上の照射で、施術の開始日から60日の間に1回の支払を限度とする。)	
(経尿道的操作は除く。)		(注) 本表の開頭術、開胸術および開腹術については、備考1から3までに定めるところによります。	
40. 尿道狭窄観血手術(経尿道的操作は除く。)	20倍		
41. 尿嚢閉鎖観血手術(経尿道的操作は除く。)	20倍		
42. 陰茎切断術	40倍		
43. 睪丸・副睪丸・精管・精索・精嚢・前立腺手術	20倍		
44. 陰嚢水腫根本手術	10倍		
45. 子宮広汎全摘除術	40倍		
(単純子宮全摘などの子宮全摘除術は除く。)			
46. 子宮頸管形成術・子宮頸管縫縮術	10倍		
47. 帝王切開娩出術	10倍		
48. 子宮外妊娠手術	20倍		
49. 子宮脱・膣脱手術	20倍		
50. その他の子宮手術	20倍		
(子宮頸管ポリープ切除術・人工妊娠中絶術を除く。)			
51. 卵管・卵巣観血手術(経腔的操作は除く。)	20倍		
52. その他の卵管・卵巣手術	10倍		

(注10) 対象となる特定疾病とは

特定疾病入院保険金担保特約の対象となる特定疾病の範囲は、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中次に掲げるものとし、分類項目の内容については、厚生省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 I CD-10準拠」によるものとします。

1. ガン（悪性新生物および上皮内新生物） <分類項目> 口唇、口腔および咽喉の悪性新生物 消化器の悪性新生物 呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物 骨および関節軟骨の悪性新生物 皮膚の黒色腫およびその他の悪性新生物 中皮および軟部組織の悪性新生物 乳房の悪性新生物 女性性器の悪性新生物 男性性器の悪性新生物 尿路の悪性新生物 眼、脳および中枢神経系のその他の部位の悪性新生物 甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物 部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物 リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物 独立した（原発性）多部位の悪性新生物 上皮内新生物	<基本分類コード> C00～C14 C15～C26 C30～C39 C40～C41 C43～C44 C45～C49 C50 C51～C58 C60～C63 C64～C68 C69～C72 C73～C75 C76～C80 C81～C96 C97 D00～D07およびD09	2. 心疾患 <分類項目> 急性リウマチ熱 慢性リウマチ性心疾患 虚血性心疾患（狭心症、急性心筋梗塞 等） 肺性心疾患および肺循環疾患 その他の型の心疾患	<基本分類コード> I00～I02 I05～I09 I20～I25 I26～I28 I30～I52
		3. 脳血管疾患 <分類項目> 脳血管疾患（くも膜下出血、脳内出血、脳梗塞 等）	<基本分類コード> I60～I69
		4. 肝疾患 <分類項目> ウイルス肝炎 肝線維症および肝硬変	<基本分類コード> B15～B19 K74、K70.2、K70.3
		5. 腎疾患 <分類項目> 腎不全	<基本分類コード> N17～N19
		6. 糖尿病 <分類項目> インスリン依存性糖尿病<IDDM>	<基本分類コード> E10
		7. その他の疾病 <分類項目> 大動脈瘤および解離	<基本分類コード> I71、I79.0

(注11) 無事故返れい金特約について

保険期間の途中でこの特約を削除することはできません（保険期間の途中で、傷害入院保険金または疾病入院保険金が支払われる入院を開始した場合でも、保険契約満了日までこの特約は削除できません。保険期間中は、無事故返れい金特約がセットされた保険料となりますので、ご注意ください。）。

(注12) 無事故返れい金について

(a) ご契約者からのお申し出によりお支払いします。

(b) 無事故返れい金をお支払いした後に傷害入院保険金または疾病入院保険金の請求があった場合は、無事故返れい金を弊社に返還しなければなりません。

[4] その他の特約について

「<<1>>契約概要 【1】商品の仕組みおよび引受条件等3. この保険にセットできる主な特約およびその概要」に記載されている特約以外に次の特約があります。

自動継続特約	保険期間満了日の2週間前までに、ご契約者または弊社のいずれか一方より別段の意思表示がなく、保険期間満了日時点での被保険者の満年齢が80歳以下のときは、この保険契約は同一の補償内容で継続されます。詳細は、「<<1>>契約概要 【6】自動継続について」をご参照ください。
契約内容の異動に関する特約(注)	ご契約内容を変更する場合に適用する特約です。ご契約内容の変更は、弊社規定によりお取り扱いができないものもございますので、詳しくは弊社お客さまセンターにお問い合わせください(当面、保険金額(日額)の増額または減額、特約の中途付帯または中途解約はできませんのでご了承ください。)
クレジットカードによる保険料支払に関する特約(注)	保険料のお支払いをクレジットカード払とする場合にセットする特約です。

(注) すべてのご契約に自動的にセットされます

[5] 契約の終了について

次のいずれかの事由に該当した場合は、該当した時に保険契約は終了します。この場合は、当該保険契約にセットされているすべての特約も終了します。なお、返れい金がある場合はお返しいたします。

- (A) 被保険者が死亡したとき（弊社お客さまセンターまでご連絡ください。）
- (B) 傷害入院保険金をお支払いする日数が保険期間を通じて1,095日に達したとき
- (C) 疾病入院保険金をお支払いする日数が保険期間を通じて1,095日に達したとき

[6] 保険金のご請求のお手続きについて

(1) 保険金支払事由が生じたときの通知

保険金支払事由が生じたときは、すみやかに弊社安心センターまでご連絡ください。保険金支払事由が生じた日からその日を含めて30日以内に弊社安心センターにご通知がない場合は、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

(2) 代理人による保険金等のご請求について

保険金等につきましては原則として被保険者ご本人に請求いただきますが、被保険者ご本人に保険金を請求できない特別な事情（被保険者本人が自らの傷病名について医師から告知を受けていない場合等）がある場合には、被保険者ご本人に代わって下記の方が代理人として保険金等を請求することができます（保険金の代理請求制度）。

※ただし被保険者に法定代理人がいる場合または被保険者が保険金の請求を第三者に委任している場合は、この制度の適用はありません。

- (A) 被保険者と同居または生計を共にする配偶者
 - (B) 上記(A)に該当する方がいない場合) 被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
 - (C) 上記(A)および(B)に該当する方がいない場合) 上記(A)以外の配偶者または上記(B)以外の3親等内の親族
- 上記(A)～(C)の代理請求人となり得る方にあらかじめ、この「保険金の代理請求制度」についてご説明ください。

(3) 保険金のご請求手続きについて（詳細は、弊社安心センターまでお問い合わせください。）

保険金のご請求にあたりましては、弊社所定の保険金請求書および保険証券に下表の書類を添えてご提出ください（下表以外の書類のご提出をお願いする場合、または書類の一部の省略を認める場合があります。）。また、保険金のご請求を受けた場合において、弊社が必要と認めた場合は弊社の指定する医師による被保険者の身体の診察をお願いすることがあります。

<保険金請求書類>

	傷害入院保険金	疾病入院保険金 特定疾病入院保険金	手術保険金
(A) 弊社所定の保険金請求書	○	○	○
(B) 保険証券	○	○	○
(C) 弊社所定の身体障害状況報告書	○	○	○
(D) 公の機関(やむを得ない場合には、第三者)の事故証明書	○	○	○(傷害の場合)
(E) 弊社所定の様式による医師の診断書	○	○	○
(F) 被保険者の印鑑証明書	○	○	○
(G) 委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書 (保険金の請求を第三者に委任する場合)	○	○	○

(※1) 長期入院保険金の場合は、「傷害入院保険金」を「1回の入院について傷害入院保険金を支払った後の長期入院保険金」、「疾病入院保険金」を「1回の入院について疾病入院保険金のみを支払った後の長期入院保険金」と読み替えます。

(※2) 入院時一時保険金の場合は、「傷害入院保険金」を「傷害入院保険金が支払われる場合の入院時一時保険金」、「疾病入院保険金」を「疾病入院保険金のみが支払われる場合の入院時一時保険金」と読み替えます。

[7] 保険料控除について

お払込みいただいた保険料は生命保険料控除の対象となります（2006年10月現在）。控除証明書につきましては、弊社より毎年所定の時期にご契約者宛お送りします。

個人情報保護宣言

弊社の個人情報に関する取り扱いについて

三井ダイレクト損害保険株式会社

弊社は、個人情報保護の重要性に鑑み、また、損害保険業に対する社会の信頼をより向上させるため、個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）その他の関連法令、金融分野における個人情報保護に関するガイドラインその他のガイドラインや（社）日本損害保険協会の「損害保険会社に係る個人情報保護指針」を遵守して、個人情報を適正に取り扱うとともに、安全管理については、金融庁および（社）日本損害保険協会の実務指針に従って、適切な措置を講じます。
弊社は、個人情報の取り扱いが適正に行われるように従業者への教育・指導を徹底し、適正な取り扱いが行われるよう取り組んでまいります。また、弊社の個人情報の取り扱いおよび安全管理に係る適切な措置については、適宜見直し、改善いたします。
なお、弊社では、本個人情報保護宣言の趣旨に従い、お客さまとの情報発信について記録する場合があります。あらかじめご了承願います。

1. 個人情報の取得

弊社は、業務上必要な範囲内で、かつ、適法で公正な手段により個人情報を取得します。

2. 個人情報の利用目的

弊社は、取得した個人情報を、次の目的および下記4.に掲げる目的（以下、「利用目的」といいます。）に必要な範囲を超えて利用しません。

また、利用目的は、ホームページ等で公表するほか、パンフレット等に記載します。さらに、利用目的を変更する場合には、その内容をご本人に通知するか、ホームページ等により公表します。

(1) 弊社が取り扱う商品の販売・サービスのご案内・ご提供（契約の引受審査、維持・管理を含みます。）を行うため。弊社が取り扱う商品・サービスは次の通りです。

・損害保険契約およびこれらに付帯・関連するサービス

(2) 保険事故が発生した場合に適切な保険金を支払うため。

・保険金請求に係る保険事故の調査（関係先への照会等を含みます。）

・保険金請求に係る保険金の支払い

・保険事故に係る各種付帯サービスのご案内またはご提供

(3) 弊社の提携先企業の商品・サービスに関する情報のご案内のため。

(4) 他の事業者から個人情報（データ）の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため。

(5) 市場調査ならびにデータ分析やアンケートの実施等による金融商品・サービスの開発・研究のため。

(6) キャンペーン等の抽選やプレゼント・賞品の送付のため。

(7) その他、お客さまへの情報提供等お取引を適切かつ円滑に履行するため。

利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うときは、個人情報保護法第16条第3項各号に掲げる場合を除き、ご本人の同意を得るものとします。

*上記の商品やサービスには、変更や追加が生じることがあります。

3. 個人データの第三者への提供

弊社は、以下の場合を除き、ご本人の同意なく第三者に個人データを提供しません。

・法令に基づく場合

・弊社の業務遂行上必要な範囲内で、保険代理店を含む委託先に提供する場合

・三井住友海上グループホールディングス株式会社、損害保険会社等との間で共同利用を行う場合（下記4.共同利用をご覧ください。）

4. 共同利用

(1) 損保業界の情報交換制度について

弊社は、保険契約の締結または保険金支払いの判断の参考とさせていただくために、損害保険会社等との間で、個人データを共同利用します。また、自賠責保険に関する適正な支払いのために損害保険料率算出機構との間で、個人データを共同利用します。詳細につきましては、（社）日本損害保険協会のホームページまたは損害保険料率算出機構のホームページをご覧ください。下記お問い合わせ先までお問い合わせください。

<お問い合わせ先>（社）日本損害保険協会 そんがいはけん相談室 所在地 〒101-8335 東京都千代田区神田淡路町2丁目9番地 電話 03-3255-1467（受付時間：午前9時～午後5時 土日祝祭日を除く。） ホームページアドレス <http://www.sonpo.or.jp>

損害保険料率算出機構 総務企画部 個人情報相談窓口 所在地 〒101-0054 東京都千代田区神田錦町1丁目9番地 電話 03-3233-4141（受付時間：午前9時～午後5時 土日祝祭日を除く。） ホームページアドレス <http://www.niro.or.jp>

(2) 代理店等情報の確認業務について

弊社は、損害保険代理店の適切な監督等のために、損害保険会社との間で、損害保険代理店等の従業者に係る個人データを共同利用しています。詳細につきましては、（社）日本損害保険協会のホームページをご覧ください。

(3) 三井住友海上グループホールディングス株式会社との共同利用について

弊社は、三井住友海上グループホールディングス株式会社がグループ会社の経営管理を行うため、同社との間で、個人データを共同利用することがあります。

詳細につきましては、「三井住友海上グループ お客さま情報共同利用に関する基本方針」をご覧ください。

ホームページアドレス <http://www.msg.com/privacypolicy/sharing/index.html>

5. 機微情報（センシティブ情報）のお取り扱い

弊社は、保険業法施行規則第53条の10に基づき、法令等に基づく場合や保険業の適切な業務運営を確保する必要性から業務遂行上必要な範囲でご本人の同意をいただいた場合等を除き、機微情報（センシティブ情報）の取得、利用または第三者提供を行いません。

6. ご契約内容・事故に関するご照会

ご契約内容・事故に関するご照会については、保険証券または保険引受のご案内に記載された連絡先にお問い合わせください。弊社は、ご照会者をご本人であることをご確認させていただきます。ご照会者ご本人であること、対応いたします。

7. 個人情報保護法に基づく保有個人情報に関する事項の通知、開示・訂正等・利用停止等

個人情報保護法に基づく保有個人情報に関する事項の通知、開示・訂正等・利用停止等に関するご請求については、下記9.のお問い合わせ窓口までお問い合わせください。弊社は、ご請求者をご本人であることをご確認させていただくとともに、弊社所定の方法により手続を行い、後日、ご回答いたします。開示請求については、ご回答にあたり、弊社所定の手数料をいただくことがあります。

弊社が必要な調査を行った結果、ご本人に関する情報が不正確である場合は、その結果に基づいて正確なものに変更させていただきます。

8. 個人データの安全管理措置の概要

弊社は、取り扱う個人データの漏えい、滅失またはき損の防止その他、個人データの安全管理のため、取扱規程等の整備および安全管理措置に係る実施体制の整備等、十分なセキュリティ対策を講じます。また、弊社が、外部に個人データの取り扱いを委託する場合には、委託先の選定基準を定め、あらかじめ委託先の情報管理体制を確認するなど委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。

9. お問い合わせ窓口

弊社は、個人情報の取り扱いに関する苦情・相談に対し適切・迅速に対応いたします。

弊社からのEメール、ダイレクトメール等による新商品・新サービスのご案内について、ご希望されない場合は、下記のお問い合わせ先までお申し出ください。以後の取り扱いを中止させていただきます。なお、ご契約に関する情報の取り扱いは中止できません。また、ご契約に関する重要な情報はご案内させていただくことがありますのでご了承願います。弊社の個人情報の取り扱いや、保有個人情報に関するご照会・ご相談は、下記までお問い合わせください。

<お問い合わせ先> 三井ダイレクト損害保険株式会社 お客さま相談デスク 所在地 〒112-0004 東京都文京区後楽1-5-3 電話：0120-312-770 受付時間（平日）午前9時～午後5時

弊社は、認定個人情報保護団体である（社）日本損害保険協会の対象事業者です。同協会では、対象事業者の個人情報の取り扱いに関する苦情・相談を受け付けております。

<お問い合わせ先>（社）日本損害保険協会 そんがいはけん相談室 所在地 〒101-8335 東京都千代田区神田淡路町2丁目9番地 電話 03-3255-1470（受付時間：午前9時～午後5時 土日祝祭日を除く。） ホームページアドレス <http://www.sonpo.or.jp>

2005年4月1日制定
2005年4月25日改定
2005年12月22日改定
2006年2月13日改定
2009年2月10日改定